

HIC オレンジサポーター登録制度設置要綱

(趣旨)

第1条 国際交流及び国際協力事業（以下「国際交流事業等」という。）にボランティアとして参加を希望する地域の人々に活動いただく場を提供し、また、公益財団法人ひろしま国際センター研修部（以下「HIC」という。）が実施する国際交流事業等の効率的・効果的な実施を図ることを目的にボランティア登録制度を設置することとし、その運用について必要な事項を定める。

(ボランティアの名称)

第2条 このボランティア登録制度により登録された者は、HIC オレンジサポーター（以下「オレンジサポーター」という。）と称する。

(登録分野)

第3条 オレンジサポーターとして登録できる分野は、HIC が実施する国際交流事業等について、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ホストファミリー

外国人を家庭に招待し、日本の普通の家庭生活を体験する機会を提供する、ホームステイ（宿泊を伴うもの）やホームビジット（宿泊を伴わないもの）を行うもの

(2) 通訳・翻訳サポーター

イベントやバスツアー等において、通訳、通訳ガイド、翻訳に関し協力するもの

(3) イベントサポーター

イベント等の企画、事前準備、会場設営・イベント実施中の運営補助等を行うもの

(4) その他 HIC が地域の人々の協力を必要とすると認めるもの

(登録資格)

第4条 オレンジサポーターとして登録できる者は、HIC が実施する国際交流事業等に積極的な参加を希望する者で、次の要件に該当するものとする。

(1) ボランティア登録制度の趣旨を理解し、熱意のある個人であること。

(2) ホストファミリーの登録を希望する者は、家族全員の同意を得ていること。

(3) 通訳・翻訳サポーターの登録を希望する者は、満18才以上（高校生は除く）であり、外国語について日常会話以上の語学力を有していること。（日本語以外を母語とする者は、日本語について日常会話以上の語学力を有していること。）

(4) イベントサポーターに登録を希望する者は、満15才以上（中学生は除く）であること。

(申込み及び登録)

第5条 オレンジサポーターの登録希望者は、別に定める申込書により HIC へ申込みを行うこととする。

(1) 登録を希望する分野は、複数の分野にわたって登録できるものとする。

(2) HIC は、申込書を審査の上、登録の可否を決定し、申込者に通知する。

(登録期間)

第6条 オレンジサポーターの登録期間は、4月から翌年3月までの1年間とする。登録期間は、HIC 及びオレンジサポーター登録者双方に異議のない場合、登録期間満了後、自動的に1年間

更新されるものとする。

(登録の抹消)

第7条 HICは、オレンジサポーターが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) オレンジサポーター本人から登録取消しの申出があったとき。
- (2) オレンジサポーター本人が死亡したとき。
- (3) HICが適当と判断する手段を講じても、オレンジサポーターと連絡の取れないとき。
- (4) オレンジサポーターとして不適格と認められる事実が発生したとき。

(報酬等)

第8条 オレンジサポーターは、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。また、交通費は支給しない。ただし、ホームステイ及びホームビジットを受入れるホストファミリーに対して、食事代実費相当額を贈呈することができるものとし、その額等は別に定める。

(保険加入)

第9条 オレンジサポーターは、保険に加入することとし、保険料は、HICが負担するものとする。ただし、保険加入が困難であるとHICが認めるときはこの限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月14日から施行する。